

立川市情報公開条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 28 年 2 月 19 日

提出者 立川市長 清水 庄平

理由

行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の公布による。

立川市情報公開条例の一部を改正する条例

立川市情報公開条例（平成12年立川市条例第49号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) ……略…… (2) 公文書 実施機関の職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項及び第3項に規定する一般職及び特別職の職員をいう。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。 <u>第14条第1項において同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。</u> ア及びイ ……略…… (3) ……略…… (公文書の公開義務) 第7条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。 (1) ……略…… (2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) ……略…… (2) 公文書 実施機関の職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項及び第3項に規定する一般職及び特別職の職員をいう。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。 <u>以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。</u> ア及びイ ……略…… (3) ……略…… (公文書の公開義務) 第7条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。 (1) ……略…… (2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除

く。) であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア及びイ

……略……

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 2 条第 1 項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 4 項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 2 条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3)～(6)

……略……

(公文書の一部公開)

第 8 条

……略……

2 公開請求に係る公文書に前条第 2 号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれ

く。) であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア及びイ

……略……

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 2 条第 1 項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 2 項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 2 条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3)～(6)

……略……

(公文書の一部公開)

第 8 条

……略……

2 公開請求に係る公文書に前条第 2 号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が、記録されている場合において、当該情報のうち、特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれ

<p>がないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとして、前項の規定を適用する。</p>	<p>(公開決定等の期限)</p>	<p>第11条 ……略……</p>	<p>2 実施機関は、やむを得ない理由により、前項に規定する期間内に公開決定等をすることができないときは、公開請求があった日から60日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに、<u>延長後の</u>期間及び延長の理由を書面により公開請求者に通知しなければならない。</p>	<p>3 公開請求に係る公文書が著しく大量であるため、公開請求があった日から60日以内にその<u>全て</u>について公開決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前2項の規定にかかわらず、実施機関は、公開請求に係る公文書のうち相当の部分につき当該期間内に公開決定等を行い、残りの公文書については相当の期間内に公開決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、第1項に規定する期間内に、公開請求者に対し、次の各号に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p>	<p>(1)及び(2) ……略……</p>	<p>(第三者保護に関する手続)</p>	<p>第13条 ……略……</p>	<p>2 ……略……</p>	<p>3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の公開に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、公開決定をするときは、公開決定の日と公開を実施する日との間に少なくとも14日間の期間を設けなければならない。この場合において、実施機関は、公開決定後直ちに当該意見書（第16条に</p>
<p>れがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとして、前項の規定を適用する。</p>	<p>(公開決定等の期限)</p>	<p>第11条 ……略……</p>	<p>2 実施機関は、やむを得ない理由により、前項に規定する期間内に公開決定等をすることができないときは、公開請求があった日から60日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに<u>延長後の</u>期間及び延長の理由を書面により公開請求者に通知しなければならない。</p>	<p>3 公開請求に係る公文書が著しく大量であるため、公開請求があった日から60日以内にその<u>すべて</u>について公開決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前2項の規定にかかわらず、実施機関は、公開請求に係る公文書のうち相当の部分につき当該期間内に公開決定等を行い、残りの公文書については相当の期間内に公開決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、第1項に規定する期間内に、公開請求者に対し、次の各号に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p>	<p>(1)及び(2) ……略……</p>	<p>(第三者保護に関する手続)</p>	<p>第13条 ……略……</p>	<p>2 ……略……</p>	<p>3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の公開に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、公開決定をするときは、公開決定の日と公開を実施する日との間に少なくとも14日間の期間を設けなければならない。この場合において、実施機関は、公開決定後直ちに当該意見書（第16条に</p>

2及び第16条の3において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、公開決定をした旨及びその理由並びに公開を実施する日を書面により通知しなければならない。

(公開の方法)

第14条

……略……

2 実施機関は、公開請求に係る公文書を直接閲覧又は視聴の方法で公開することにより、当該公文書の適正な保存その他に支障が生ずるおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときは、当該公文書の写しにより公開することができる。

3

……略……

(審理員による審理手続の適用除外)

第16条 公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

(審査会への諮問)

第16条の2 公開決定等又は公開請求に係る不作為について審査請求があった場合は、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号に掲げる場合を除き、立川市情報公開審査会に諮問し、当該審査請求に対する裁決を行わなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を公開することとする場合（当該公文書の公開について第三者から反対意見書が提出されているときを除く。）

おいて「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、公開決定をした旨及びその理由並びに公開を実施する日を書面により通知しなければならない。

(公開の方法)

第14条

……略……

2 実施機関は、公開の請求に係る公文書を直接閲覧又は視聴の方法で公開することにより、当該公文書の適正な保存その他に支障が生ずるおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときは、当該公文書の写しにより公開することができる。

3

……略……

(不服申立てがあった場合の手続)

第16条 公開決定等について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づく不服申立てがあった場合は、当該不服申立てに対する決定をすべき実施機関は、次の各号に掲げる場合を除き、立川市情報公開審査会に諮問し、当該不服申立てについての決定を行わなければならぬ。

- (1) 不服申立てが不適法であり、却下する場合
- (2) 公開決定等（公開請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。以下この号及び第3項において同じ。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る公文書の全部を公開する場合（当該公開決定等について第三者から反対意見書が提出されているときを除く。）

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えなければならない。

2 前項の規定による諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）は、次の各号に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 不服申立人及び参加人
 - (2) 公開請求者（公開請求者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）
 - (3) 当該不服申立てに係る公開決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が不服申立人である場合を除く。）
- 3 第13条第3項の規定は、次の各号に掲げる決定をする場合について準用する。
- (1) 公開決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する決定
 - (2) 不服申立てに係る公開決定等を変更し、当該公開決定等に係る公文書を公開する旨の決定（第三者である参加人が当該公文書の公開に反対の意思を表示している場合に限る。）

（諮問をした旨の通知）

第16条の3 前条の規定による諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）は、次の各号に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）
- (2) 公開請求者（公開請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該審査請求に係る公文書の公開について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

第16条の4 第13条第3項の規定は、次の各号に掲げる裁決をする場合について準用する。

- (1) 公開決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る公開決定等（公開請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る公文書を公開する旨の裁決（第三者である参加人が当該公文書の公開に反対の意思を表示している場合に限る。）

（情報公開審査会）

第17条 第16条の2第1項に規定する諮問に応じて審査請求に係る審査をし、又は情報公開の推進に関する必要な事項を審議するため、立川市情報公開審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2～11 ……略……

（審査会の調査権限）

第18条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、審査請求のあった公開決定等に係る公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の公開を求めるることはできない。

2 ……略……

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、審査請求のあった公開決定等に係る公文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問実施機関（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求める事、適當と認める者にその知っている事実を陳述させ

（情報公開審査会）

第17条 前条第1項に規定する諮問に応じて不服申立てに係る審査をし、又は情報公開の推進に関する必要な事項を審議するため、立川市情報公開審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2～11 ……略……

（審査会の調査権限）

第18条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、不服申立てのあった公開決定等に係る公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の公開を求めるることはできない。

2 ……略……

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、不服申立てのあった公開決定等に係る公文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 審査会は、不服申立てに係る事件に関し、不服申立人、参加人又は諮問実施機関（以下「不服申立人等」という。）に意見書又は資料の提出を求める事、適當と認める者にその知っている事実を陳述させ

ことその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述等)

第18条の2 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に、口頭で意見を述べる機会を与えなければならぬ。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合において、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

3 審査会は、審査請求人等から申出があったときは、当該審査請求人等に、意見書又は資料の提出を認めることができる。この場合において、審査請求人等は、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

4 審査会は、審査請求人等から意見書又は資料が提出されたときは、審査請求人等（当該意見書又は資料を提出したものと除く。）にその旨を通知するよう努めるものとする。

(提出資料の閲覧等)

第19条 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項において同じ。）にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）又は写し（電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）の交付を求めることがで

ることその他必要な調査をすることができる。

5 審査会は、不服申立人等から申出があったときは、当該不服申立人等に、口頭で意見を述べる機会を与える、又は意見書若しくは資料の提出を認めることができる。

(提出資料の閲覧等)

第19条 不服申立人及び参加人は、諮問実施機関に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧又は写しの交付を求めることができる。この場合において、諮問実施機関は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は写しの交付を拒むことができない。

きる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は写しの交付を拒むことができない。

2 審査会は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による写しの交付をしようとするときは、当該閲覧又は写しの交付に係る意見書又は資料の提出人の意見を聽かなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 審査会は、第1項の規定による閲覧又は写しの交付について、その日時及び場所を指定することができる。

(審査会の公開の可否)

第20条 審査会が行う審査請求に係る審査については、公開しない。

2

……略……

2 諸問実施機関は、前項の規定による閲覧又は写しの交付について、その日時及び場所を指定することができる。

(審査会の公開の可否)

第20条 審査会が行う不服申立てに係る審査については、公開しない。

2

……略……

附 則

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

2 実施機関がした公開決定等又は公開請求に係る不作為についての不服申立てであって、この条例の施行前にされた公開決定等又はこの条例の施行前にされた公開請求に係る不作為に係るものについては、なお従前の例による。

